

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和元年十二月二十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（空中写真測量）
- 二 測量の地域 奈良市及び山辺郡山添村
- 三 測量の期間 令和元年十二月五日から令和二年三月十九日まで